

未来創造ラボラトリー利用の手引き

未来創造ラボラトリーの利用に際しては、「沼津工業高等専門学校未来創造ラボラトリー利用要項」を遵守し、次の各事項に留意し、良好な施設環境に心がけてください。

1. 入居企業等の責務

入居企業等は、次の事項を遵守してください。

- (1) 施設、設備等の保全に努め常に良好な状態とすること。
- (2) 許可を受けた目的以外の使用をしないこと、また、他の者に利用させないこと。
- (3) 許可を受けずに施設の改造、模様替えその他の工事を行わないこと。
- (4) 許可を受けずに火気等を使用しないこと。
- (5) 本校の規程等を遵守すること。

2. 入居後の負担経費について

入居するにあたっては、次の経費を負担してください。

- (1) 入退館セキュリティカードは本校が貸与するものとし、退去時は本校に返却していくこと。
ただし、紛失時は実費を負担すること。
- (2) 各部屋の電気料（実費）を負担すること。
- (3) 電話回線（外線）が必要な場合は、各自、工事費・接続料を負担すること。
- (4) 各種消耗品等については、別紙「修繕費の負担範囲について」により利用者が負担すること。
- (5) 産業廃棄物等については入居企業等の負担により適切に処分すること。
[利用者から排出される一般ごみ(本校規定内)の処理については共有の廃棄場を使用できます。]
- (6) その他、入居企業等が負担することが適当と認められる経費について負担すること。

3. 名簿の提出

利用者全員の名簿を総務課研究支援係に提出してください。

なお、名簿に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

4. 名札の着用

利用者は、本校で提供する名札を着用してください。

5. 喫煙について

本校敷地内は、禁煙となっております。

7. 鍵の管理について

利用者が入居する室の鍵（ICカード）は不測の事態が発生した時のために、予備の鍵（ICカード）を保管させていただきます。

8. 室の立入について

利用者が不在であっても、必要な場合は利用者の許可なく入室することがあります。

- ・ 消防設備点検、法律及び行政指導等に基づく点検を行う場合
- ・ 水漏れや異臭があり確認が必要な場合
- ・ 入居者の安否確認が必要な場合 など

9. その他

未来創造ラボトリーの利用に関して、上記以外の必要事項については、総務課研究支援係の指示に従ってください。

10. 協議

その他必要な事項については双方の協議により行うこととします。

[添付書類]

入居者へのご案内、学校行事予定表、電話番号簿、修繕費の負担範囲
利用要項及びその様式

修繕費の負担範囲について

○貸主(学校)の修繕費負担範囲

- ・消耗品費
(例:蛍光灯ランプ、電気錠の電池)
※ランプの取替、電池交換は材料を支給して入居者に行っていただきます。
- ・通常の使用における損傷、故障の場合(経年劣化による損傷、故障)
(例:コンセント、照明、スイッチ、実験盤、内線電話、エアコン、ロスナイの経年劣化による損傷、故障等)
- ・自然災害などによる損傷、故障の場合
(例:鳥がぶつかったり、熱膨張により窓が割れた、地震による建物の損傷
建物防水の不良による雨漏りにより天井材にしみがついた等)

○借主(入居者)の修繕費負担範囲

- ・故意または過失による損傷、故障の場合
(例:引越し作業中に窓を割ってしまった、油をこぼして床を汚してしまった
天井にものをぶつけて穴を開けてしまった、壁に穴を開けてしまった
台風時に窓を開けっぱなしにして部屋が水浸しになった等)
※入退室ICカードを紛失した場合は、再発行代、電気錠設定費(設定を業務委託する場合)を徴収します。
- ・入居時に部屋に附属していないものをつけるとき
(例:実験研究機器を入れたいため、給排水工事を行う、電源工事を行う
持ち込んだ棚などの耐震固定を行う等)
※工事を行いたい場合は、事前に担当窓口へご相談ください。
※原則として退去時に原状回復をしていただきます。
- ・エアコンフィルターや共有スペースの流し台の清掃

ここに定めのない修繕費については、協議による。